

別添 2 創出支援型（地域資源活用・地域連携サポート事業）

第 1 目的

農山漁村においては、都市に先駆けて人口の減少・高齢化が進行しており、農業者が減少することによる食料安定供給への支障が懸念されるほか、農山漁村内の非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農山漁村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念されます。

農山漁村の地域社会を維持していくためには、所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組や生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組の推進を通じて、農山漁村内部の人口を可能な限り維持することや、関係人口の拡大を図ることが重要となっています。

こうした、農山漁村における「経済面」・「生活面」の取組を推進するため、振興交付金を交付し、事業者の経営改善に向けた専門家派遣の取組、官民共創の仕組み等による地域課題の解決を目指した取組、地産地消を促進するコーディネーター派遣・育成の取組等（以下「本事業」という。）を支援します。

第 2 事業内容等

この要領により公募を行う事業については、1 のとおりです。事業ごとの具体的な事業内容、選定要件及び事業実施主体は別表 1 から 5 に定めるとおりです。

1 公募を行う事業名等

事業名	予算額※	公募予定数
地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業	56,080 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援	17,000 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣	23,000 千円	1 者
地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援	90,500 千円	1 者
地域の食の絆強化推進運動事業	15,000 千円	1 者

※ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能。

2 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第3 事業の目標設定等

事業の目標設定等について別表6に定めるとおりです。

第4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

- (1) 令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）
「令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。また、設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績を確認できる資料。）

エ 提案者の過去3年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案者の取組を主導する代表者、実務責任者及び経理責任者のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 20ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内

容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとしします。

第5 審査の観点

審査は、別紙に掲げる評価基準に基づき行います。

別表 1（第 2 の 1 関係：地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
1 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業	都道府県サポートセンター等を全国的な視点でサポートするため、中央サポートセンターを設置し、（１）から（３）までの取組を実施する。	（１）次のアからエまでを満たすものであること。 ア 支援窓口となる拠点に、事業を的確に遂行するための人員、能力等を有した事務局体制が構築されるものであること。 イ 中央プランナー等の選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。 ウ 取得した個人情報については、個人情報保護法並びに同法第 8 条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示（以下「告示」という。）及び大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、適正に取り扱うこととされていること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を 1 か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合及び事業協同組合、 国立大学法人、 公立大学法人、 学校法人、
（１）中央委員会の設置・運営等	中央委員会を設置・開催し、次の取組を実施する。 ア 中央プランナー及びエグゼクティブプランナー（以下「中央プランナー等」という。）の選定 （ア）中央プランナー等による活動支援に係る方針の検討・作成 （イ）（ア）で作成した活動方針を踏まえた中央プランナー等の選定等 イ サポート活動の品質向上に資する取組 （ア）中央プランナー及び地域プランナーを対象とした、経営や組織運営の改善方策の作成及び実行に向けた指導内容の品質確保に向けた研修会、地域資源活用・地域連携事業体の課題解決に資するデジタル技術の活用に係る研修会等の実施 （イ）企画推進員（実施要領案別記 2－2 別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の（１）の取組により都道府県サポートセンターが定める企画推進員をいう。）を対象とした、デジタル技術の活用も含む国の各支援施策の紹介や六次産業化・地産地消法第 5 条第 1 項に規定する総合化事業計画の作成指導等の研修会等の実施		

	ウ 中央プランナー等の派遣の効果検証等 デジタル技術の活用など、中央プランナー等の派遣活動の内容・効果について評価・検証し、必要に応じて中央プランナー等に対する指導を実施。 エ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組の分析・検証、情報発信等 (ア) エグゼクティブプランナーによる支援事例などモデル的な事例について情報収集し、横展開に向けた課題等を分析・検証する。 (イ) (ア) の結果を整理し、横展開のためのノウハウを取りまとめる。 (ウ) (イ) で得られた知見を整理し、全国に情報発信を行う。	また、サポート活動の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。 さらに、中央プランナー等がその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、中央プランナー等としての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。	独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。
(2) 地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等	(1) で選定した中央プランナー等を登録する地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営、中央プランナー等を紹介するウェブサイトの作成及び都道府県サポートセンター等の責任者等による連絡会議の開催等を実施する。		
(3) 都道府県サポートセンター等に対する支援活動	地域資源活用・地域連携事業体に対し、中央プランナー等の派遣等のサポート活動を実施する。 ア 都道府県サポートセンターに対するサポート活動 高い専門性が必要であるために都道府県サポートセンターでは対応が困難な取組について中央プランナー等を派遣し、都	エ 農林漁業者等の個人情報を取得する場合は、個人情報の利用目的を明確にし、取得した個人情報を農林水産省等関係機関と共有すること。支援後の経営	

	道府県サポートセンターと連携した支援を行う。 また、都道府県サポートセンターから、重点支援案件として支援の依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合は、エグゼクティブプランナーを派遣し、都道府県サポートセンターと連携した支援を行う。 イ 他の支援機関等に対するサポート活動 都道府県、株式会社日本政策金融公庫等の支援機関や地域資源活用・地域連携促進事業において実施するビジネスコンテスト及びディスカバー農山漁村の宝等の受賞者から、中央プランナー等の派遣依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合には、支援機関等と連携した支援を行う。	改善状況調査等のため、翌年度の事業実施主体に提供する場合があること等について、あらかじめ本人の同意を得ることにより、事業の実施及び調査等に支障を来さない措置が講じられていること。 (2) 実施要領案別記2-2第4の1に掲げる基準適合すること。
--	--	---

別表2（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
2 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援	農山漁村における地域資源を活用したしごとづくりを強化するため、起業促進プラットフォーム「INACOME（イナカム）」及び「INACOME」のホームページ（https://inacome.jp/）を活用し、事業名の欄の（1）および（2）の取組を実施する。 事業の実施に当たっては、別表3の事業の事業実施主体とも連携すること。	実施要領案別記2-2第4の1に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合及び事業協同組合、 国立大学法人、 公立大学法人、 学校法人、
（1）ビジネスコンテストの開催及びフォローアップ	起業者相互のネットワーク形成、自らのビジネスプランの発表及びビジネスプランに対するフィードバック、優れたビジネスプランに対する顕彰を目的としたビジネスコンテストを1回開催すること。 ア 応募者等の募集 （ア）応募者の募集 農山漁村の地域資源等を活用して新規ビジネスを立ち上げている者や立ち上げ予定の者を広く募集すること。 募集にあたっては、他のビジネスコンテストへの出場者や金融機関、コンサルティング会社、商工会、報道機関等にも周知するなど、応募促進のための措置を講ずること。 （イ）サポート企業の募集 ビジネスコンテスト応募者の事業展開を支援できる企業に対して、企業訪問等の働き掛けを通じて募集を行うこと。 イ 審査の実施		

(2) 起業促進に資するセミナーの開催及び情報発信並びに Web プラットフォームの運用管理・保守	書類審査やプレゼンテーション動画等による一次審査及び二次審査により行うこととし、10 名程度の本選大会出場者を決定すること。 なお、審査員の選定並びに審査の進め方及び表彰の選定方法については、農林水産省と協議の上決定すること。 ウ 本選大会出場者への支援 本選大会出場者のビジネスプランをより実践的な形式にブラッシュアップするため、本選大会前に起業経験者等による伴走支援型のメンタリング等の支援を行うこと。 エ 過年度の本選大会出場者へのフォローアップ ビジネスプランの進捗状況、課題をヒアリングした上で、農林漁業者、行政機関、商工業者、金融機関等の関係者の助言によるビジネスプランの磨き上げ等、事業の推進に向けた方策を検討すること。 オ 情報発信 本選大会出場者のビジネスプランの概要をとりまとめ、「INACOME」のホームページに掲載すること。 農山漁村における課題解決に向けたセミナー（3 回以上、オンライン可）を開催するとともに、「INACOME」のホームページを適切に運用・保守を行うこと。 ア セミナーの開催 (ア) セミナーテーマの設定 農山漁村での起業者の現状を踏まえ、起業の促進が図られるテーマを設定すること。 テーマの設定に当たっては、農山漁村において地域資源を活用した新たな事業を実施する者（過去のビジネスコンテストの本選大会進出者等）の取組報告や、新規ビジネス創出に役立つ資金調達等を含むものと	独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。
--	--	---

	すること。 (イ) セミナーの周知 セミナーの開催に当たっては、「INACOME」のホームページ、メールマガジン、SNS 等による周知のほか、セミナーテーマに沿った視聴対象者を有する団体等にも広く周知すること。 イ 「INACOME」のホームページの効果的な運用等 (ア) 「INACOME」のホームページの有用性・利便性向上 起業者や起業支援者等の「INACOME」への参加を更に促進するため、地域資源の活用や地域連携を促進した先進事例（過去の「INACOME」参加者の活動状況や、別表 3 の事業の事例並びに事業実施に活用できる支援措置等、必要な情報を「INACOME」のホームページで発信すること。なお、事業実施に活用できる支援措置については、「INACOME」の幅広い利用者を想定し、農林水産省の支援措置のほか、他府省庁や金融機関の支援措置等を体系的に整理し、必要な情報をワンストップで取得できるよう「INACOME」のホームページを整理すること。 また、起業者と起業支援者等との情報交換・相互交流を更に促進させるために必要な機能の改善及び運用管理を行うこと。 (イ) 関係機関との連携 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター、地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンター、よろず支援拠点全国本部等の支援機関に対して「INACOME」を周知すること。 (ウ) 「INACOME」のホームページの適切な運用・保守 情報セキュリティ事故を未然に防ぐため、脆弱性診断等を実施した上で情報セキュリティ対策を講じること。「INACOME」のホームページにセキュリティ侵害につながる脆弱性が存在することが発覚した場合には、	
--	---	--

	直ちに農林水産省に報告の上、速やかに修正を施すこととし、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、復旧、再発防止等の必要な措置を講じること。なお、修正に大幅な改修を行う必要が生じた場合には、農林水産省と協議の上対応すること。	
--	--	--

別表3（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
3 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣	地域資源を活用した新たな事業の創出を促進し、農山漁村の課題解決に資する取組として、農山漁村の課題を抱える地方自治体や地域の団体等（本項において以下「地域」という。）と、課題解決に資する新しい視点や技術を持つ事業者（本項において以下「事業者」という。）とのマッチング機会を創出することにより、地域資源を活用した価値創出を推進する。 事業の実施に当たっては、別表2の事業の事業実施主体とも連携すること。	実施要領案別記2-2第4の1に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。
（1）コーディネーターによるマッチングおよび事業化に向けた伴走支援	地域課題の具体化・明確化を行い、新たな事業の創出を目指す地域に対し、コーディネーターを派遣し、事業化に向けた伴走支援を行う。 ア 地域の募集・選定 別表2の事業の事業実施主体が運営する「INACOME」のホームページ等、多様な手段を用いて、課題の解決を望む地域の募集を行い、支援対象者を令和7年6月までに10～20者程度選定すること。 イ コーディネーターの選定 アの地域で支援を行うコーディネーターの選定を行うこと。なお、選定に当たっては、同種の事業実績の有無等、ウの支援を可能とする具体的な選定基準を設けること。 ウ 支援の実施 アで選定された地域へ、イで選定したコーディネーターを派遣し、地域課題の具体化・明確化を通じて、課題の解決へ導く有益な技術やノウハウを有する事業者とのマッチング及び事業化に向けた伴走支援（事業化の検討や事業化後の収支計画策定などを含む）を実施すること。		農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合及び事業協同組合、 国立大学法人、 公立大学法人、 学校法人、

(2) 取組結果の整理・検証・情報発信	また、コーディネーターの派遣に当たっては、オンラインによる派遣も実施するなど、事業効果発現のために、効率的な事業の実施に努めること。 (1)の取組結果を整理・検証し、横展開のためのノウハウを取りまとめるとともに、得られた知見を整理し、過年度を含む優良な事例については、別表2の事業の事業実施主体が運営する「INACOME」のホームページをはじめ、効率的に広く周知が可能な手法を活用し、全国の幅広い関係者へ情報発信を行うこと。	独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。
----------------------------	--	---

別表4（第2の1関係：地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
4 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援	地方創生2.0の一環として、地域と民間企業が連携して地域課題を解決する官民共創の仕組みを活用した取組を強化するための「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト（※）」（以下、「プロジェクト」という。）を推進するため、事業名の欄の（1）から（5）までの取組を実施する。 （※）参考URL：農林水産省プレスリリース「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト、始動！」（令和6年12月24日） https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nousei/241224.html	実施要領案別記2-2第4の1に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであって、国内に常設している拠点を1か所以上設けていること。 農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合及び事業協同組合、 国立大学法人、 公立大学法人、 学校法人、
（1）「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営	プロジェクトを進めるための、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画する「『農山漁村』経済・生活環境創生プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）の運営事務局として各種取組を行うこと。 ア プラットフォーム構成員の募集及び管理 農山漁村の課題解決に関心のある主体をプラットフォームに参画させるため、農林水産省と協力して効果的な情報発信を実施し、プラットフォーム構成員の募集を行うこと。 また、新しい地域課題解決の案件形成が円滑に進むように、参画したプラットフォーム構成員の必要情報を一元的に管理すること。 イ 専門部会の企画運営及び成果物の作成 より具体的な案件形成を図るため、プラットフォームにテーマごとに設置		

	する専門部会の企画運営を行うこと。 (ア) 継続テーマ 下記3テーマについては令和6年度から引き続き実施するため、既開催の専門部会における議論を基に1回ずつ専門部会を開催し、農林水産省がテーマごとに提供する「新しい地方経済・生活環境創生交付金活用の手引き（仮称）」素案へ必要に応じて反映を行い、6月までに公表版の手引きを作成すること。 (a) 通いによる農林水産業への参画・コミュニティ維持（地元企業等との連携） (b) 農山漁村を支える官民の副業促進 (c) 市街地と農山漁村間における物流網の維持・確保（郵便局・物流事業者等との連携） ※（a）及び（b）は合同開催 (イ) 新規テーマ 上記3テーマ以外について、7月以降に農林水産省と協議した上でテーマを3テーマ程度設定し、参加するプラットフォーム構成員の募集、検討内容の企画、事例収集等を行った上で2回から4回の専門部会を実施し、議論内容を取りまとめて公表版の「新しい地方経済・生活環境創生交付金活用の手引き（仮称）」を2月までに作成すること。 ウ シンポジウムの企画運営 8月までに、（3）のソリューションモデルの発表、イ（ア）の専門部会継続テーマの成果発表、イ（イ）の専門部会新規テーマの課題認識の共有等を行うためのシンポジウムの企画運営をすること。 また、3月までにイ（イ）の専門部会新規テーマの成果発表、（2）の支援証明書発行体制検討の成果発表等を行うためのシンポジウムの企画運営をす		独立行政法人、地方独立行政法人、共同事業体（コンソーシアム）、法人格を有しない団体のうち農村振興局長が特に必要と認める団体。
--	--	--	---

(2) 農山漁村の課題解決による社会的インパクトを普及するための検討会運営	ること。 なお、いずれのシンポジウムについてもプラットフォーム構成員のほか、関心を持つ層を分析してターゲティングを行った上で情報発信を行い、参加者を効果的に集めること。 農山漁村における課題解決により生じる社会的インパクトを可視化し、取組そのものの普遍化や取組への寄付または投資を促進するための支援証明書（※1）発行方法を議論する、多様な外部有識者を委員とした検討会の運営事務局として各種取組を行うこと。 なお、検討会の企画に当たっては、令和6年度に開催している「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」（※2）の内容を踏まえること。 （※1）参考URL：環境省HP「自然共生サイトに係る支援証明書について」 https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/certificate/index.html （※2）参考URL：農山漁村における社会的インパクトに関する検討会 https://www.maff.go.jp/j/nousin/nousangyosnn_sousei_pj/impact.html ア 検討会の企画運営 検討会において議論する内容を企画し、イの成果物作成に資するように各検討会のアジェンダ設定や論点整理を行い、実際の検討の場の運営を行うこと。 なお、議論する内容については支援証明書の発行に当たって必要となる情報や発行体制の整備方法等の具体的なものとし、農林水産省と協議した上で設定すること。 また、委員となる外部有識者の選定については、農林水産省と協議した上で決定すること。 イ 支援証明書発行マニュアル作成、発行基準の整理		
--	--	--	--

(3) 農山漁村における課題のソリューションモデル選定・実装支援	検討会での議論を基に、支援証明書を実際に発行するための詳細なマニュアルを作成すること。 なお、マニュアルには支援証明書を発行するに当たっての基準を整理し、明記すること。 令和7年3月に公表予定の農山漁村における社会的インパクトの可視化に関するガイドライン（※）に沿って、農山漁村における課題解決に資するソリューションを有する者を広く募集し、モデルとして選定した上で、当該ソリューションを農山漁村の現場に実装するためのマッチング・伴走支援を行うこと。 （※）ガイドライン策定に向けた議論は、「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」で令和7年3月まで実施予定。 参考 URL：農山漁村における社会的インパクトに関する検討会 https://www.maff.go.jp/j/nousin/nousangyosnn_sousei_pj/impact.html ア 選定事務局の運営 農山漁村における課題のソリューションモデルを選定（※）するため、選定事務局として募集内容及び募集方法の企画、募集広報、応募案件の管理、選定プロセスの企画等を行うこと。なお、選定スケジュールは（1）のウのシンポジウムにおいて公表できるように設定すること。 募集内容及び募集方法の企画に当たっては、募集要件、選定するソリューション数、選定方法等について農林水産省と協議した上で決定すること。 募集広報に当たっては、農山漁村の課題解決に関心を持つ層を分析してターゲットティングを行った上で情報発信を行い、応募を効果的に集めること。 選定プロセスの企画に当たっては、地域課題解決に知見を有する有識者を委員とした、選定委員会を開催することにより選定を行うこと。なお、委員の選定及び審査の進め方について農林水産省と協議した上で決定すること。		
---	---	--	--

	(※) 参考 URL：経済産業省プレスリリース「官民によるインパクトスタートアップ育成支援プログラム『J-Startup Impact』を設立」 https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231006008/20231006008.html イ ソリューションモデルの実装に向けた伴走支援 選定されたソリューションモデルの活用を希望する地域を募集し、募集のあった地域の課題を深堀・企業向けに翻訳した上でマッチングを行うこと。 活用希望地域の募集に当たっては、地域向けにソリューションモデルの内容をわかりやすく情報発信すること。 地域課題の深堀・企業向けの翻訳に当たっては、事業化の具体性を高められるアドバイスができる専門的な知見を有する者が対応すること。 ソリューションモデルと活用希望地域のマッチングに当たっては、双方の理解を十分に高めるサポートを行うこと。なお、必要に応じて（５）の活用ツールを利用し、事業化の際の資金調達及び人材確保の方法を積極的に提案すること。併せて、各事業によって達成が見込まれる社会的インパクトを可視化するためのロジックモデルを、農山漁村における社会的インパクトの可視化に関するガイドラインに基づき作成すること。		
(４) 地域レベルの中間支援組織運営	特定の地域単位で効果的に官民共創の仕組みを活用した課題解決を支援するための機能を持つ中間支援組織（※）を３～４か所程度設置し、その企画運営を行うこと。 地域の単位については、地方農政局単位を想定しているが、必要に応じてその範囲を変更することは妨げない。 なお、中間支援組織の運営に当たっては、当該地域における課題認識や地場の企業とのつながりを有する地域金融機関等の企業・団体と連携すること。 (※) 令和６年度に試行事業を熊本県で実施。		

参考 URL：官民共創による農業・農村の課題解決のための取組について

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanmin_kyousou.html

ア 関係者の理解醸成

課題を有する地域及び課題解決のソリューションを有する企業の双方が官民共創の仕組みに関する理解を深めるため、地域向け説明会及び企業向け説明会を地域ごとに各 1 回以上実施すること。

イ ソリューション収集・スクリーニング

地方自治体及び関係機関と連携して、企業が有するソリューションを広く収集し、地域ごとにリスト化すること。作成したリストについては、地域課題解決に資するものかを検討し、スクリーニングを行うこと。

ウ 地域課題の深堀及び企業向け翻訳

農林水産省地方農政局及び都道府県拠点と連携して、地方自治体等に対して農山漁村地域における地域課題を深堀するヒアリングを地域ごとに 10 件以上行うこと。

ヒアリングに当たっては、事業化の具体性を高められるアドバイスができる専門的な知見を有する者が対応すること。

エ 地域課題とソリューションのマッチング・伴走支援

イで収集したソリューションとウで深堀・翻訳した地域課題をマッチングし、事業化に向けた案件形成を支援すること。

マッチングに当たっては、双方の理解を十分に高めるサポートを行うこと。なお、必要に応じて（５）の支援ツールを利用し、事業化の際の資金調達及び人材確保の方法を積極的に提案すること。

また、地域ごとの中間支援組織が持つ情報を統合して、地域間でのソリューションの共有・マッチングについても併せて行うこと。

(5) 農山漁村の課題解決事例分析・支援ツール整理	農山漁村の課題解決の取組を円滑に進めるため、既存の優良事例の要因を分析し普遍化するための手法の検討及び事業化の際に使用できる資金調達面及び人材派遣面の支援ツールを整理した資料を農林水産省と協議した上で作成すること。 支援ツールの整理に当たっては、単なる支援策の羅列ではなく、案件に応じて必要な支援策を逆引きできる等、実際の活用シーンを想定した構成とすること。 ア 優良事例普遍化のための手法検討 農山漁村における課題解決の優良事例を普遍化するため、取組の背景、ボトルネックとなった部分、ブレイクスルーポイント等の要素を分析し、新たに事業化を目指す地域や企業が利用できるような形式とすること。 なお、分析対象の事例は農林水産省が主催する表彰事業である「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（※）の選定地区とすること。 （※）参考 URL：ディスカバー農山漁村（むら）の宝 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html イ 資金調達面 企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、国費補助金・交付金（他省庁事業含む）、インパクト投融資 等 ウ 人材派遣面 地域活性化起業人、地域おこし協力隊、企業版ふるさと納税（人材派遣型）、国職員の派遣（地方応援隊、地方創生出前隊） 等		
----------------------------------	---	--	--

別表 5（第 2 の 1 関係：地域の食の絆強化推進運動事業）

事業名	具体的な事業内容	選定要件	事業実施主体
5 地域の食の絆強化推進運動事業	地産地消の推進に向けて、生産者や消費者等の国民への幅広い理解醸成を図るための各種情報を発信するとともに、地域が、その実情に応じて行う、施設給食における地場産農林水産物の利用拡大に向けた取組を実施。 なお、事業名の欄の（１）から（３）までの取組は一体的に実施すること。	実施要領案別記 2－2 第 4 の 1 に掲げる基準に適合すること。	次のいずれかであること。 農林漁業者の組織する団体、 商工業者の組織する団体、 第三セクター、 民間事業者、 公益社団法人、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人、 企業組合及び事業協同組合、 共同事業体（コンソーシアム）、 法人格を有さない団体であって農村振興局長が特に必要と認める団体。
（１）地産地消の推進に向けた情報発信	施設給食への地場産農林水産物の利用拡大を始めとした地産地消の取組を促進するため、施設給食側や生産者側等のそれぞれのニーズに対応した課題解決の方法や優良事例等の情報を Web サイトや SNS 等を通じて全国へ発信すること。		
（２）コーディネーター育成に係る取組	コーディネーターを育成するため、地産地消の取組やその効果、地場産農林水産物を活用した施設給食への安定的な食材供給体制の整備等に必要な情報を提供すること。 ア 研修対象者の募集 全国の病院、福祉施設、民間企業、学校、JA 等の施設給食関係者（栄養教諭、管理栄養士、栄養士等の給食実務経験者）、生産者及び地方公共団体担当者等から、研修会の対象者を広く募集する イ 取組内容 派遣実績のあるコーディネーターや過去に本事業で派遣を受けた地域の担当者を講師とし、優良事例等を普及する取組を実施する。		
（３）コーディネーター	施設給食において地場産農林水産物の活用を検討する地域に対して、給食		

ネーター派遣	現場と生産現場の双方のニーズや課題の調整又は地場産農林水産物を活用した食材を安定的に供給するための体制整備等を支援するため、コーディネーターを派遣すること。 ア 派遣地域の選定 病院、福祉施設、民間企業、学校、地方自治体、JA、給食事業者等の施設給食関係者に周知を行った上で、コーディネーター派遣を希望する地域を全国から募集し、地域の状況や目指す取組内容等を踏まえて、派遣地域を選定する。 イ コーディネーターの派遣 事業実施主体は、アにより選定した地域の取組内容を精査した上で、課題解決に資するコーディネーターを地域へ派遣する。 コーディネーターは、地域の状況に応じて、地場産農林水産物利用拡大に向けた指導・助言や生産者側とのニーズ・課題調整、供給体制づくり等の支援を実施する。 ウ 派遣の報告 コーディネーターの派遣実績に関する報告書を取りまとめ、農村振興局長へ提出する。		
---------------	--	--	--

別表 6（第 3 関係：事業の目標及び指標の例）

事業名及び事業内容	指標の例（単位）	留意事項
1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業 （１）中央委員会の設置・運営等 （２）地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等 （３）都道府県サポートセンター等に対する支援活動	中央プランナー等派遣件数（件） 中央プランナー等派遣回数（回） 売上（所得）や雇用の増加等を目指す経営改善戦略を策定した支援対象者（人） 支援対象者における課題解決率（％）	中央プランナー等の派遣件数や中央プランナー等の支援により経営改善戦略を策定した支援対象者数等の人数等、事業内容に応じて定量的な目標（可能な限りアウトカム指標）を設定すること。
2 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援 （１）ビジネスコンテストの開催及びフォローアップ （２）起業促進に資するセミナーの開催及び情報発信並びに Web プラットフォームの運用管理・保守	ビジネスコンテストへの応募件数（件） ビジネスコンテストへの参加者数（人） ビジネスコンテスト応募者へのサポート企業数（者） ビジネスコンテスト応募者へのフォローアップ件数（件） セミナーの開催回数（回）、参加者数（人）及び参加者の満足度（％）	起業者による農山漁村における仕事づくりや地域課題の解決を実現するため、事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

	地域資源の活用促進に資する情報発信（INACOME 会員へのフォローアップ含む）の件数（件） INACOME 会員の新規登録数（人）	
3 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣 （１）コーディネーターによるマッチングおよび事業化に向けた伴走支援 （２）取組結果の整理・検証・情報発信	地方公共団体や地域の事業者と地域課題の解決に資する事業者とのマッチング件数（件） 事業化に向けた伴走支援の実施件数（件） 取組結果の整理・検証事例数（件）	地域資源を活用した価値の創出を通じて、地域課題の解決を実現するため、事業内容に応じて定量的な目標（可能な限りアウトカム指標）を設定すること。
4 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援 （１）「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営 （２）農山漁村の課題解決による社会的インパクトを普及するための検討会運営 （３）農山漁村における課題のソリューションモデル選定・実装支援 （４）地域レベルの中間支援組織運営	シンポジウムの参加者数（人） 検討会の実施回数（回） ソリューションモデルと活用希望地域のマッチング件数（件） 地域課題とソリューションのマッチング件数	事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

(5) 農山漁村の課題解決事例分析・支援ツール整理	(件) 優良事例普遍化のための取組分析数 (件)	
4 地域の食の絆強化推進運動 (1) 地産地消の推進に向けた情報発信 (2) コーディネーター育成に係る取組 (3) コーディネーター派遣	Web サイトや SNS 等による情報発信のビュー数 (回) コーディネーター育成研修会参加者の満足度 (%) コーディネーター派遣地区数 (地区)	事業内容に応じて 定量的な目標を設定すること。

別紙

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用・地域連携サポート事業

(1) 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。
				・必須となっている書類が添付されているか。
				・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通項目	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	中央委員会の設置・運営等の妥当性 【12点】	12点	A: 12点 B: 8点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・中央プランナー等による活動支援に係る方針について、適切な提案となっているか。 ・サポート活動の品質向上、中央プランナー等の派遣の効果検証は、適切な提案となっているか。 ・支援事例の情報収集、横展開に向けた課題等の分析・検証は、適切な提案となっているか。
	2	地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等の妥当性 【6点】	6点	A: 6点 B: 4点 C: 2点 D: 1点 E: 0点	・早期に設置する提案となっているか。 ・効率的かつ成果が見込まれる運営方法の提案がなされているか。
	3	都道府県サポートセンター等に対するサポート活動の妥当性 【18点】	18点	A: 18点 B: 12点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・デジタル技術の活用も含む多様な事業分野に対応できるプランナー等を十分登録する提案となっているか。 ・効率的かつ効果的に中央プランナー等を派遣するための手法が提案されているか。
	4	類似の事業実績等 【4点】※事務局確認	4点	該当すれば各2点	・類似の事業について、事業実績を有しているか。 ・地方公共団体等と連携した事業実績を有しているか。

	小計	40 点		
合計		70 点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△14 点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(2) 地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。
				・必須となっている書類が添付されているか。
				・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通項目	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	ビジネスコンテストの開催及びフォローアップの妥当性 【20点】	20点	A: 20点 B: 16点 C: 12点 D: 4点 E: 0点	・ビジネスコンテスト開催の方針や手法が本事業の目的に沿っており、多くの応募を募ることが可能な提案となっているか。 ・ビジネスコンテストの審査方法や、出場者の概要作成手法は、具体的な提案となっているか。 ・ビジネスコンテスト参加者の事業展開支援が可能な企業への働きかけを行う提案となっているか。 ・本選大会出場者への支援や、過去出場者のフォローアップの手法について、対象者に有益な提案となっているか。
	2	セミナーの開催、情報発信の妥当性 【18点】	18点	A: 18点 B: 12点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・セミナー開催の方針や手法について、起業支援に資する具体的で適切な提案となっているか。 ・取組事例や支援措置など、起業家や起業支援者向けの情報発信を行う提案となっているか。
	3	Web プラットフォームの運用管理・保守の妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・ホームページを利用者目線で改善し、運用管理を行う提案となっているか。 ・ホームページに対し、適切なセキュリティ対応を行う提案となっているか。
	4	類似の事業実績等 【2点】※事務局確認	2点	該当すれば2点	・地域資源活用・地域連携促進事業のうち起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援に類似の事業について、事業実績を有しているか。
	小計		50点		
合計			80点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△16点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E(0点)となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(3) 地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。
				・必須となっている書類が添付されているか。
				・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通項目	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	地域の募集・選定及びコーディネーターの選定の妥当性 【16点】	16点	A: 16点 B: 12点 C: 7点 D: 3点 E: 0点	・地域の募集について、より多くの応募が見込まれる提案となっているか。 ・コーディネーターは地域課題の把握や事業化に向けた伴走支援が可能な人材となっているか。
	2	支援の実施 【20点】	20点	A: 20点 B: 16点 C: 12点 D: 4点 E: 0点	・地域への支援において、地域課題の把握やマッチングの実施、マッチング成立件数増加、事業化に向けた伴走支援（事業化の検討や事業化後の収支計画策定などを含む）を行う具体的な提案となっているか。 ・地域への支援は、オンライン派遣を用いるなど、事業効果発現のために効率的に実施する提案となっているか。
	3	取組結果の整理・検証・情報発信 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・取組結果を整理・検証し、ノウハウをとりまとめ、優良事例を全国の幅広い関係者へ情報発信する具体的な提案となっているか。
	4	類似の事業実績等 【4点】※事務局確認	4点	該当すれば各2点	・地域資源活用・地域連携促進事業のうちマッチング・事業化を促すコーディネーター派遣に類似の事業について、事業実績を有しているか。 ・地方公共団体等と連携した事業実績を有しているか。
	小計		50点		
合計			80点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△16点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(4) 地域資源活用・地域連携促進事業のうち官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。
				・必須となっている書類が添付されているか。
				・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通項目	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの運営の妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・プラットフォーム構成員を効果的に募集し、地域課題解決の案件形成が円滑に進むよう工夫がなされているか。 ・専門部会の継続テーマについて、令和6年度からの継続性を担保できる提案となっているか。 ・専門部会の新規テーマについて、参加者からの意見を集約し、現場で活用しやすい手引きを作成する提案となっているか。 ・シンポジウムにおいて発表する内容が、広く関係者へ発信できるような提案となっているか。
	2	農山漁村の課題解決による社会的インパクトを普及するための検討会運営の妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 9点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・検討会の企画について、令和6年度の「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」からの継続性を担保できる提案となっているか。 ・検討会の企画について、成果物を見据えたアジェンダ設定、スケジューリングとなっているか。 ・検討会の検討事項である支援証明書に関連する知見を有しているか。 ・支援証明書発行マニュアル作成及び発行基準の整理に当たって、作成主体が活用しやすい工夫がなされているか。
	3	農山漁村における課題のソリューションモデル選定・実装支援の妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 9点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・ソリューションモデルの選定に当たって、農山漁村の現場への実装を見据えた提案となっているか。 ・ソリューションモデル及び活用希望地域の募集広報について、対象を絞った効果的なアプローチとなっているか。 ・活用希望地域の課題を深堀・企業向けに翻訳し、マッチング後に事業化に向けた具体的な提案ができる体制が整っているか。 ・各事業によって達成が見込まれる社会的インパクトを可視化するためのロジックモデルを作成できる知見を有しているか。
	4	地域レベルの中間支援組織運営の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・各地域に設置する中間支援組織について、全体を統括できる体制が整っているか。 ・各地域に設置する中間支援組織の運営に当たって、地域金融機関等の企業・団体と連携できているか。 ・ソリューションを広く効果的に収集し、地域課題解決に資するものかスクリーニングできる提案となっているか。

					・農山漁村地域における課題を深掘・企業向けに翻訳し、マッチング後に事業化に向けた具体的な提案ができる体制が整っているか。
	5	農山漁村の課題解決事例分析・支援ツール整理の妥当性 【5点】	5点	A：5点 B：4点 C：3点 D：1点 E：0点	・優良事例の分析について、他地域においても利用できるような普遍化につながる提案となっているか。 ・優良事例の分析について、ヒアリング等の手法により事例を深掘できる能力を有しているか。 ・支援ツールの整理に当たっては、実際の活用シーンを想定した構成となっているか。 ・資金調達面及び人材派遣面の支援ツールについて、例示のものに限らず幅広くカバーする提案となっているか。
	小計		50点		
合計			80点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△16点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

(5) 地域の食の絆強化推進運動事業

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしているか。
				・必須となっている書類が添付されているか。
				・本事業において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱う措置が講じられているか。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通項目	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・事業の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、実務責任者及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	地産地消の推進に向けた情報発信の妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 9点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・給食事業者に加え、生産者や消費者等の国民の幅広い理解醸成を図るため、WebサイトやSNS等を活用し効率的かつ効果的に優良事例等の各種情報を発信する具体的な手法が提案されているか。
	2	コーディネーター育成に係る取組内容の妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 9点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・全国の施設給食関係者、生産者、行政担当者等様々な立場の関係者が参加しやすい開催方法、実施回数を提案しているか。 ・具体的な講師や講座内容を提案しているか。
	3	コーディネーター派遣計画の妥当性 【18点】	18点	A: 18点 B: 12点 C: 6点 D: 3点 E: 0点	・派遣地域の募集に当たり、学校以外の施設給食も含めた多様な施設給食関係者への周知方法を明確に提案しているか。 ・地域や団体が抱える課題に沿ったコーディネーターを派遣できるような仕組みを提案しているか。 ・派遣後の効果（地場産物使用状況の変化等）を示すことのできる提案をしているか。
	4	類似の事業実績等 【2点】※事務局確認	2点	該当すれば2点	・類似の事業について、事業実績を有しているか。
小計			50点		
合計			80点		

評価項目	配点	評価の着目点内訳
交付決定の取消の原因となる行為の有無	△16点	過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。